

# 「苫小牧市火災予防条例施行規則」及び 「苫小牧市危険物規制規則」の一部改正(案)の概要

消防本部予防室  
令和6年2月

## 1 改正背景、目的

全国的に進められている行政手続きのデジタル化に対応した火災予防関係分野の申請環境の整備、その他手続きの簡素化を目的とした改正です。

## 2 改正内容

(1)「苫小牧市火災予防条例施行規則」及び「苫小牧市危険物規制規則」において、提出部数を2通と規定している手続きについて、市民負担の軽減及び簡素化を目的として1通の提出に改めます。

(2)(1)により、副本の交付を廃止します。これに伴い届出済印及び承認済印を廃止します。

※押印を希望する場合は、紙媒体で2通の提出(任意)となります。

(3)関連する一部の様式を変更します。(苫小牧市火災予防条例施行規則)

- ・【様式第4号の3】 防火対象物使用開始届
- ・【様式第5号】 炉、厨房設備等 設置(変更)届
- ・【様式第6号】 燃料電池発電設備等 設置(変更)届

## 3 施行期日

令和6年9月1日